

小規模特認校入学・転学申請書

(あて先)
八尾市教育委員会

〒

現住所 _____

保護者の名前 _____ (続柄 _____)

電話番号 _____ (_____)

小規模特認校への入学又は転学を希望しますので、次のとおり申請します。

ふりがな 児童生徒の名前	性別	生年月日	新学年
-----		年 月 日生	第 学年
就学指定校		就学希望校	
八尾市立	学校	八尾市立	学校
現在通っている学校園		小学校 幼稚園・保育所・認定こども園	
<input type="checkbox"/> 小規模特認校への入学又は転学にあたり、下記事項を確認し、同意します。			
就学条件	(1) 八尾市内に住所を有し、市内の小学校又は義務教育学校前期課程に翌年度の就学を予定する者又は就学中の第 6 学年の児童の保護者であること。(八尾市立学校小規模特認校制度実施要綱第 4 条第 2 項に定めるものを除く) (2) 当該校の教育活動などを理解・賛同し、協力すること。 (3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。 (4) 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として卒業までの間、通学すること。 (5) その他教育委員会及び当該校の指示に従うこと。		

(留意事項)

- ・ 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、就学指定校変更後は原則卒業まで学校を変更できません。
- ・ 小学校の指定校変更が認められた場合、卒業した小学校の通学区域の中学校に入学することが原則となります。

年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学・転学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学又は転学について、次のとおり許可しますので、学校教育法施行令第8条の規定により、通知します。

児童生徒の名前		性別		生年月日	年 月 日生
保護者の名前				児童生徒 との続柄	
入学・転学を許可する小規模特認校	学校			新学年	第 学年
就学条件	<p>(1) 八尾市内に住所を有し、市内の小学校又は義務教育学校前期課程に翌年度の就学を予定する者又は就学中の第6学年の児童の保護者であること。(八尾市立学校小規模特認校制度実施要綱第4条第2項に定めるものを除く)</p> <p>(2) 当該校の教育活動などを理解・賛同し、協力すること。</p> <p>(3) 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させること。</p> <p>(4) 転出その他やむを得ない事情がある場合を除き、原則として卒業までの間、通学すること。</p> <p>(5) その他教育委員会及び当該校の指示に従うこと。</p>				

年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学・転学却下通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への入学又は転学について、次の理由により却下しますので、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則第6条第4項の規定により、通知します。

児童生徒の名前		性別		生年月日	年 月 日生
却下の理由					

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八尾市を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

様

八尾市教育委員会 印

小規模特認校入学・転学許可取消通知書

年 月 日付けで許可した小規模特認校への入学・転学は、次の理由により取消したので、八尾市立学校の通学区域及び就学すべき学校の指定等に関する規則第8条第1項の規定により、通知します。

児童生徒の名前		性別		生年月日	年 月 日生
取消し の理由					

（教示）

- この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八尾市教育委員会に対して審査請求をすることができます
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八尾市を被告として（訴訟において八尾市を代表する者は、八尾市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを大阪地方裁判所に提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。